

人事行政の運営等の状況の公表

平成 28 年 11 月

十和田市総務部人事課

人事行政の運営等の状況の公表

本公表は、地方公共団体が人事行政運営の状況を住民に公表することにより、その公平性及び透明性を高めることを目的としたものであり、地方公務員法の改正により平成 17 年 4 月 1 日から全ての地方公共団体において公表が義務付けられているものです。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、退職管理、研修、福利厚生といった職員に適用される基準等全般を指します。

当市では、十和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、年に一度 12 月 31 日までに、前年度における人事行政の運営の状況等について公表しています。

～ 目 次 ～

1	職員の任免及び職員数に関する状況	P 1
2	職員の給与の状況	P 4
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	P 8
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	P 10
5	職員の服務状況	P 11
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	P 12
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	P 14

公表における対象職員について

- ① 本公表における「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）を指します。
- ② 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しない場合があります。

※ 十和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（退職管理追加）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、職員の退職管理に関する状況については、次年度以降の掲載となります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 新規採用

職員の採用は、公平性、公正性の観点から、競争試験を原則としています。(人)

区分				平成 27 年度	平成 28 年 4 月 1 日
試験採用	一般行政職			17	16
	消防職※			1	
	栄養士			1	
	企業職			26	11
	内訳	上下水道	事務	1	1
			技師	1	
	病院	事務	1	1	
		技師・薬剤師	8	3	
		看護師	15	6	
	計			45	27
その他	医師・県教育職等		8	5	
合 計			53	32	

※ 消防職は十和田地域広域事務組合へ派遣となります。

② 退職者 (平成 27 年度) (人)

区分	定年退職	応募認定退職	自己都合退職等	合 計
市長部局	18	2	5	25
議会事務局	1	0	0	1
監査委員事務局	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	1	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
教育委員会事務局	8	1	5	14
病院	6	4	23	33
合 計	33	7	34	74

注 1 応募認定退職とは、満 45 歳以上の職員で、定年前早期退職募集に応募、認定を経て退職することです。

注 2 再任用職員の任期満了は含みません。

③ 再任用の状況

長年培ってきた知識経験を活用するとともに、60 歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を対象に再任用制度を導入しています。(人)

区分	H27. 4. 1			H28. 4. 1		
	市長部局等	病院	計	市長部局等	病院	計
再任用者数	9	5	14	15	2	17
内	フルタイム勤務	5	14	15	2	17
訳						

注 1 市長部局等には、病院以外のすべてを含みます。

注 2 短時間勤務はフルタイム勤務者に比し、1 週間当たりの勤務時間の短いものをいいます。

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

(2) 職員数に関する状況

① 職員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

(人)

区分		22 年	23 年	24 年	25 年	26 年 ※	27 年	28 年
一般行政部門・ 特別行政部門	職員数	390	383	379	364	362	366	362
	増 減		△7	△4	△15	△2	4	△4
公営企業等会計部門 (病院除く)	職員数	69	71	71	69	70	68	68
	増 減		2	0	△2	1	△2	0
公営企業等会計部門 (病院のみ)	職員数	380	386	393	402	406	401	387
	増 減		6	7	9	4	△5	△14
総 計	職員数	839	840	843	835	838	835	817
	増 減		1	3	△8	3	△3	△18

※ 平成 26 年までの職員数は、地方公務員定員管理調査をもとに、教育長を含んだ人数を表示しています。平成 27 年から制度改正により教育長は含まない人数となります。

② 部門別職員数

(人)

区 分		H27. 4. 1	H28. 4. 1	増減	主な理由	
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	6	6		
		総 務	101	99	△2	国勢調査終了、事務の統廃合 等
		税 務	34	34		
		民 生	39	41	2	業務増
		衛 生	26	25	△1	被災地派遣終了
		農林水産	33	33		
		商 工	22	19	△3	B-1 グランプリ終了
		土 木	34	34		
	小 計	295	291	△4	<参考> 人口1万人当り職員数(平成27年度) 46.06 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 53.66 人)	
	特別 行政 部門	教 育	71	71		
小 計	366	362	△4	<参考> 人口1万人当り職員数(平成26年度) 57.15 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 71.58 人)		
公営企業等 会計部門	病 院	401	387	△14	採用者減	
	水 道	22	23	1	職員配置見直し	
	下水道	15	14	△1	職員配置見直し	
	その他	31	31			
	小 計	469	455	△14		
合 計		835	817	△18	<参考> 人口1万人当り職員数(平成26年度) 127.57 人	

注1 類似団体とは、市(政令市を除く。)及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことで、十和田市は、一般市(Ⅱ-1)に区分されます。

注2 職員数は、地方公務員給与実態調査をもとに、教育長を含まない人数を表示しています。

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

③職種別職員数 (人)

職 種 名		H27. 4. 1	H28. 4. 1	増 減
一般行政職		299	296	△3
税務職		39	39	
医師職		1	1	
医療技術職		1	1	
看護・保健職		20	20	
企業職	上下水道	37	37	
	病院	401	387	△14
技能労務職		26	25	△1
その他の教育職		11	11	
計		835	817	△18

注1 職種名は、地方公務員給与実態調査における区分です。

注2 医師職は、十和田湖診療所医師、医療技術職は管理栄養士です。

④一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な 職務内容	H27. 4. 1		H28. 4. 1	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事・技師	55	18.4	59	19.9
2級	主 査	38	12.7	38	12.8
3級	主任主査	72	24.1	66	22.3
4級	係長・主幹	59	19.7	64	21.6
5級	課長補佐	43	14.4	35	11.8
6級	課 長	23	7.7	25	8.5
7級	部 長	9	3.0	9	3.1
計		299	100.0	296	100.0

注1 十和田市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 再任用職員（フルタイム勤務）を含んだ人数です。

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成 27 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 28. 1. 1	歳出額 (A) 千円	実質収支 千円	人件費 (B) 千円	人件費率 (B) / (A)	(参考) 平成 26 年度 人件費率
63, 444 人	29, 012, 669	1, 289, 726	3, 479, 967	12. 0%	11. 4%

注 人件費には、特別職の給料、報酬、共済費等を含みます。

(2) 職員の給与費 (平成 27 年度普通会計決算)

職員数 A	給与費 (千円)				1 人当たり 給与費 B / A (千円)	(参考) 平成 26 年度 1 人 当たり給与費 (千円)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
366 人	1, 376, 924	199, 347	490, 724	2, 066, 995	5, 646	5, 748

注 1 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在です。

注 2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢 (平成 27 年 4 月 1 日)

区分	一般行政職			技能労務職員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
十和田市	41. 8 歳	308, 500 円	333, 129 円	56. 5 歳	362, 900 円	380, 860 円
青森県	43. 7 歳	330, 300 円	362, 124 円	48. 8 歳	304, 900 円	328, 315 円
国	43. 5 歳	334, 283 円	408, 996 円	50. 2 歳	289, 141 円	328, 318 円
類似団体	42. 3 歳	319, 936 円	355, 183 円	50. 0 歳	317, 404 円	338, 663 円

注 1 「平均給料月額」とは、平成 27 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

注 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものですが、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給 (平成 27 年 4 月 1 日)

区分	十和田市	県	国
一般行政職	大学卒	174, 200 円	174, 200 円
	高校卒	142, 100 円	142, 100 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (一般行政職)

経験年数	H27. 4. 1		H28. 4. 1	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
7 年以上 10 年未満	224, 500 円	193, 000 円	229, 400 円	194, 700 円
10 年以上 15 年未満	270, 900 円	223, 200 円	267, 200 円	224, 900 円
15 年以上 20 年未満	316, 100 円	285, 400 円	316, 100 円	287, 000 円

注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

(6) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当（平成 27 年度）

十和田市			国(参考)		
	期末	勤勉		期末	勤勉
6 月期	1. 175 月分	0. 725 月分	6 月期	1. 225 月分	0. 75 月分
12 月期	1. 325 月分	0. 775 月分	12 月期	1. 375 月分	0. 85 月分
計	2. 50 月分 (1. 4 月分)	1. 5 月分 (0. 7 月分)	計	2. 60 月分 (1. 45 月分)	1. 6 月分 (0. 75 月分)

職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
注 () 内は再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成 27 年度）

十和田市			国(参考)		
区分	自己都合	応募認定・定年	区分	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20. 445 月分	25. 55625 月分	勤続 20 年	20. 445 月分	25. 55625 月分
勤続 25 年	29. 145 月分	34. 5825 月分	勤続 25 年	29. 145 月分	34. 5825 月分
勤続 35 年	41. 325 月分	49. 59 月分	勤続 35 年	41. 325 月分	49. 59 月分
最高限度額	49. 59 月分	49. 59 月分	最高限度額	49. 59 月分	49. 59 月分
(調整額) 職員の在職区分に応じて算出される額 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~45%加算) 1 人当たり平均支給額 14, 504 千円			(調整額) 職員の在職区分に応じて算出される額 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		

注 1 退職手当の支給率は、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例の規定によるものです。

注 2 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職し、退職手当が支給された全職種にかかる職員に支給された平均額です。

注 3 退職手当の支給率は、H28. 3. 31 のものです。

③ 時間外勤務手当（平成 27 年度普通会計決算）

支給実績	69, 798 千円
1 人当たり平均支給年額	218 千円

注 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、当該年度の 4 月 1 日現在の普通会計総職員数（管理職員を除く。）です。

④ 地域手当（平成 27 年度普通会計決算）

支給実績		1, 150 千円
支給対象	支給率	国の制度 (支給率)
医師	15. 5 %	16 %

⑤ 特殊勤務手当

支給実績（平成 27 年度普通会計決算）	3, 856 千円	
	医師職	3, 600 千円
	その他の職員	256 千円

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 27 年度普通会計決算)		8.3 %		
手当の種類 (公営企業以外)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給 実績
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の病原体の付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額 290 円	/
福祉業務手当	健康福祉部福祉課に勤務する職員	生活保護に関する現業事務	日額 230 円	有
市税徴収手当	職員	専ら市税の徴収事務(滞納処分を含む。)に従事したとき	日額 210 円	有
行旅死亡人等処置手当	職員	行旅死亡人又は施設に入所している者が死亡したときにその処置に従事した場合	1 体につき 2,000 円	/
用地取得交渉手当	用地取得交渉業務主管課職員及び用地取得のための交渉の業務に従事する職員	用地取得のための交渉の業務に従事した場合	日額 470 円	有
診療手当	十和田湖診療所に勤務する医師	診療業務	月額 300,000 円	有
使用料等収納手当	職員	外勤して使用料、手数料、分担金その他の税外諸収入金を収納した場合	日額 200 円	有

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給		異	支給額を減額
	規定額	部長級 77,400 円		
		課長級 62,300 円		
初任給調整手当	医師として採用された職員に対し経験年数に応じ月額366,700円の範囲内で支給		同	/
扶養手当	配偶者 13,000 円		同	/
	配偶者以外			
	1 人目	配偶者有 6,500 円 配偶者無 11,000 円		
	2 人目以降	1 人につき 6,500 円		
	15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に加算となる額 1 人につき 5,000 円			
住居手当	自ら居住するため住宅を借受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員(最高 27,000 円)		同	/
休日勤務手当	祝日等の勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給与額の 135/100		同	/
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給与額の 25/100		同	/
宿日直手当	一般の宿日直 4,200 円 等		同	/
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合及び災害への対応等のため平日深夜に勤務した場合に支給 管理職手当の区分に応じ、1 回につき 2,000 円～12,000 円		異	支給区分及び支給額
寒冷地手当	毎年 11 月から翌年 3 月までの各月に在勤する職員に支給		同	/
		世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円		
		世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円		
		その他の職員 7,360 円		
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000 円		同	/
	交通用具(自動車等)利用者の支給額			
	使用距離(2km以上)に応じ、2,000 円～ 31,600 円			
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額 100,000 円		同	/
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のために十和田市に派遣された職員に支給。滞在期間に応じ、1 日 3,970 円～6,620 円		/	/

職員の人件費抑制について、次の人件費抑制を行いました。

- 管理職手当を職種により、規定額の 30～35%を減額
- 国の給与制度の総合的見直しの内容を踏まえ、一般行政職について給料表の平均 2%の引下げを実施。
(激変緩和のため、平成 31 年 3 月 31 日までの経過措置を実施。)

(7) 特別職の報酬等 (平成 27 年 4 月 1 日)

区 分		月 額	期末手当
給料	市長	861,000 円	<平成 27 年度支給割合> 6 月期 1.4 月分 1 2 月期 1.6 月分 計 3.0 月分
	副市長	700,000 円	
	教育長	631,000 円	
	病院事業管理者	690,000 円	
報酬	議長	450,000 円	
	副議長	391,500 円	
	議員	362,000 円	

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の1週間の勤務時間等 (平成28年4月1日)

勤務時間 (休憩時間を除く)	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00
週休日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日、12/29～1/3

注 勤務場所及び職種により、勤務時間、週休日が異なる場合があります、それぞれに勤務時間等を定めています。

(2) 休暇の概要

休暇の区分	概要		
年次有給休暇	有給 1年につき20日(翌年に20日を限度として繰越可能)		
病気休暇	有給 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の診断書に基づき必要と認められた90日の範囲の期間(特定疾病による特例あり)		
特別休暇	有給	選挙休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合、必要と認められる期間
		裁判員休暇	裁判員等として裁判所等へ出頭する場合、必要と認められる期間
		骨髄休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、入院等をする場合、必要と認められる期間
		ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合、5日の範囲内の期間等
		結婚休暇	結婚する場合、5日の範囲内の期間
		産前休暇	8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合、出産の日までの申し出た期間
		産後休暇	女性職員が出産した場合、翌日から8週間を経過する日までの期間
		育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後1年に満たない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分以内の申し出た期間
		生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合、申し出た必要な期間
		配偶者出産休暇	妻が出産する場合、3日の範囲内の期間
		育児参加休暇	妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合、5日の範囲内の期間
		子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、5日～10日の範囲内の期間
		短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合、5日～10日の範囲内の期間
		服忌休暇	親族の喪に服する場合、親族に応じ定める日数の範囲内の期間
		祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合、1日の範囲内の期間
		夏季休暇	夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合、4日の範囲内の期間
		妊婦通院休暇	妊娠中の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合、正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
		住居復旧休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合、7日の範囲内の期間
		出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関等の事故等により出勤することが困難である場合、必要と認められる期間
危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合、必要と認められる期間		
介護休暇	無給 配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6月の期間内で必要な期間		
組合休暇	無給 登録された職員団体の役員等の構成員として、正規の勤務時間中当該団体の業務に従事する場合等、30日の範囲内		

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成 27 年）

年次有給休暇は、原則 1 年度に 20 日取得できますが、その年度に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20 日を限度に翌年へ繰り越すことができます。

対象職員数	平均取得日数	消化率
249 人	11.5 日	29.4%

注 対象職員数は、一般職員（企業職員及び技能労務職員除く）であり、対象期間中の中途採用者、退職者、育児休業や休職の事由がある職員などを除いたものです。

(4) 育児休業等の取得状況（平成 27 年度）

育児休業に関する制度は、3 歳未満の子を養育するため休業することができる「育児休業制度」と、小学校入学までの子を養育するため、1 日の勤務時間のうち 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことができる「部分休業制度」、同じく小学校入学までの子を養育するため、週 20 時間～25 時間の勤務時間を選択できる「育児短時間勤務制度」があります。

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	1 人	—	—
女性職員	41 人	6 人	14 人

注 平成 27 年度中において、育児休業等を利用（平成 27 年度に新たに取得した者及び平成 26 年度以前から引き続き利用している者）した職員数です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数 (平成 27 年度)

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定に基づいて行った分限処分です。

(人)

処分事由	降任	免職	休職	計
勤務成績が良くない場合				
心身の故障の場合			8	8
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合				
刑事事件に起訴された場合				
計			8	8

注 平成 27 年度中に処分発令をした人数を表示しています。

降任：現在就いている職より下位の職に任命する処分

免職：職員の意に反してその身分を失わせる処分（退職手当の支給あり）

休職：職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分（一部給料支給あり）

(2)懲戒処分者数 (平成 27 年度)

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第 29 条の規定に基づいて行った懲戒処分です。

当該年度における該当者は、いませんでした。

5 職員の服務状況

地方公務員法では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という服務の根本基準が規定されています。

また、同法では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらに政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

服務規律の遵守については、職員研修や文書通知などにより、機会あるごとに周知徹底を図り、綱紀の粛正及び服務規律の徹底に努めています。

(1) 服務規律の確保等のための主な文書通知（平成 27 年度）

- 利害関係者との接触等の注意（4月・7月・12月）
- 政治的中立性の確保（5月）

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第 35 条の規定により、職員には、法律または条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。

例外的に職務専念義務が免除される場合の主な例は次のとおりです。

法律に定めがある場合	条例に定めがある場合
<ul style="list-style-type: none"> ○分限休職処分を受けた場合（地方公務員法） ○育児休業または部分休業をする場合（地方公務員の育児休業等に関する法律 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画に参加する場合 人間ドック、定期健診 等 ○その他任命権者が定める場合 スポーツ大会審判 等

(3) 職員の営利企業等従事の新規許可状況（平成 27 年度）

地方公務員法第 38 条の規定により、職員は、任命権者の許可を得なければ、営利企業の役員等へ就任すること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。

当市では、職員から営利企業等への従事について申請があった場合には、次の掲げる基準をすべて満たしている場合に限り、これらを許可しています。

- 職員の占めている職と営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合
- 営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合
- 地方公務員法の精神に反しないと認められる場合。

区分	許可件数	主な内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	1 件	市の出資する株式会社の非常勤役員（無給）
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2 件	農業継承
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	163 件	統計調査員、町内会活動 等
計	166 件	

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

6 職員の研修及び勤務成績の評定に関する状況

(1) 職員研修（平成 27 年度）

職員の勤務能率の発揮及び増進のために各種研修を行っています。

研修後は、レポート周知等で庁内へのフィードバック等に努めています。

① 職場内研修

職員研修（OJT）、業務マニュアルの作成

② 職場外研修（研修計画に基づくもの）

(人)

区分	研修名	参加者数
一般研修	新採用研修	43
	新任係長研修	27
	市長と若手職員との懇談	17
	ヒューマンエラー防止研修（定住自立圏共生ビジョン交流事業）	111
	庁内研修	20
	女性職員のためのキャリア研修	33
	政策形成能力向上セミナー（定住自立圏共生ビジョン交流事業）	28
	ハラスメント防止研修（定住自立圏共生ビジョン交流事業）	45
	採用1年目に係る副市長研修	20
		延べ 344
	※うち定住立圏構成市町村職員	14
派遣研修	青森県自治研修所	
	基本研修（新採用・主事技師・主査・主幹・課長等）	107
	ロジカルシンキング	3
	ロジカルプレゼンテーション	3
	法制執務	9
	OJTの進め方	5
	クレーム対応	2
	行政サービス最適化	1
	リスクマネジメント	2
	WIN-WINの交渉術	9
	長期ビジョンの策定と意義	1
	女性職員キャリアビジョン	4
	タイムマネジメント	4
	わかりやすい話し方・説明のしかた	1
	フォロワーシップ	7
	地域力創造	4
	政策法務	8
	カウンセリングマインド	2
	市町村財務事務研修	1
	用地職員新任者研修	1
	東北自治研修所	
	説明力・表現力向上コース	2
	ハラスメント防止指導者養成研修	1
	少子・高齢社会の政策戦略コース	1
接遇研修指導者養成	1	
市町村職員中央研修所		
法令実務能力の向上 B（応用）	1	
広報・広聴の効果的実践	1	
組織のコンプライアンスとメンタルヘルス	1	

十和田市人事行政の運営等の状況の公表

人事評価制度の運用	1
固定資産税課税事務（土地）	1
住民税課税事務	1
市町村税徴収事務	1
農山漁村地域の活性化	1
地方公会計制度	1
国際文化アカデミー	
人口減少を前提としたこれからの自治体経営	1
市町村の経済構造と経済波及効果の分析	2
使用料等の債権回収	1
全国建設研修センター	
大規模災害発災直後における対応	1
品質確保と検査（改正品確法を含む）	1
開発許可Ⅱ	1
電源地域振興センター	
住民と行政の協働によるまちづくりを学ぶ	1
地域の防災力向上を目指して（原子力防災を考える）	1
地域資源を活用した地域ブランドづくりを学ぶ	1
日本下水道事業団	
実施設計コース 管きょ設計Ⅰ	1
維持管理コース 処理場管理Ⅰ	1
計画設計コース 改正下水道法に基づく事業計画の策定・変更に係る研修	1
研修提案制度による研修	
地方自治体における契約事務	1
新行政不服審査法全国キャラバン in 仙台	1
地方自治に求められるこれからの庁舎づくりセミナー	3
H27 道路構造物管理実務者研修（橋梁初級Ⅱ）	1
議会常任委員会視察同行研修	4
観光再生プロジェクトチーム先進地視察（兵庫、長野、三重等）	6
人事管理研修会	1
青森県都市職員海外研修	1
法務能力向上のための特別実務セミナー	6
市長村長等特別研修会	1
市町村自治研修会	1
市町村職員等自主研修会	4
青森県町村会研究会	4
財務事務研修（六ヶ所村主催）	5
接遇マナー（六ヶ所村主催）	2
マイナンバー制度研修（おいらせ町主催）	4
おいらせ町自治体クラウド活用検討講座（おいらせ町主催）	1
電話対応コンクール	17
同県大会出場者	1
	延べ 265
※うち定住立圏構成市町村主催研修出席職員	12

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績について評定し、その評価結果に基づき、適正な人事管理を行うため、原則として年 1 回全職員を対象に行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等

定期職員健康診断等及び産業医による健康相談を行っています。また、職員の時間外勤務時間が一定の基準を超過した場合、過重労働による健康障害防止のため、産業医による面接指導を行っています。

①職員健康診断等（平成 27 年度）

（人）

区分	受診者数	
	市長部局等	病院事業
定期健康診断（雇入時含む）	429	339
人間ドック（共済組合助成事業）	194	196

注1 市長部局等には、市長が所管する事務部局のほか、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、上下水道事業を含みます。

注2 非常勤職員等も含めた人数です。

注3 上記以外に、安全衛生推進法に基づく特定業務健康診断等を実施しています。

②産業医による健康相談等（平成 27 年度）

15 件（市長部局等）

長時間労働面接指導、健康診断結果相談、メンタルヘルス関係相談等

(2) 公務災害補償

公務上または通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた職員には、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。

市職員における災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っており、平成 27 年度は、該当事案はありませんでした。

(3) 福利厚生

職員の福利厚生については、職員相互の親睦と福利の増進を目的として市職員及び一部事務組合職員で運営する十和田市職員互助会が主体となって実施しており、平成 26 年度には人間ドック検診助成、職場健康交流事業助成、十和田市秋祭り参加等の活動を行っています。

なお、職員互助会の運営は、会員の会費だけで行っており、当市からの補助金はありません。

平成 28 年 4 月 1 日	会員数	998 名
	十和田市役所	819 名
	十和田地域広域事務組合	175 名
	十和田地区環境整備事務組合	4 名

(4) 職員の利益の保護

当市では、地方公務員法第 8 条第 2 項に規定されている公平委員会の事務を、地方公務員法第 7 条第 4 項を根拠に青森県人事委員会へ事務委託しています。

公平委員会の事務

○職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

○職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決をすること。等

なお、平成 27 年度において給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立て及び係属事案はありません。